

僕たち、私たちにできること——。

平成29年度第1回国見町いじめ問題対策連絡協議会が5月18日、国見町役場で行われました。この会議には県北中学校生徒会のみなさんも参加し、県北中学校におけるいじめ撲滅の取り組みについての報告と、ある一つの提案がありました。



# いじめ

# 0宣言

アクションプラン  
第1弾



## いじめ0宣言

県北中学校では平成26年3月、「いじめ0宣言」を発表しました。この宣言は、「いじめをしない、させない、見過ごさない」の3つのきまりを掲げ、学校からいじめを撲滅するために宣言されました。しかし、宣言後、各教室に掲示されたその理想は言葉だけが独り歩きし、中身を伴っていないのが現状でした。そうした状況に「このままでは何も変わらない」と、改善に向けて動き出したのが生徒会のみなさんです。

## 生徒会主導のいじめ対策アンケート

まず、生徒会は、県北中学校におけるいじめの実態を把握するため、昨年12月に全校生を対象とした「いじめ対策アンケート」を実施し、その結果を取りまとめて公表しました。

アンケートの結果、「嫌がらせを受けていたり、困っていたりしている」と回答した生徒や、「嫌がらせを受けていたり、困っていたりしている人を知っている」と回答した生徒もいました。

では、どんな行為が「いじめ」になるのか。いじめ防止対策推進法では「いじめ」を次のように定義しています。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを除く。）であつて当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

※発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

いじめ防止対策推進法第2条

この定義は、客観的な行為の程度や頻度の判断ではなく、その行為を受けた児童生徒の気持ちを重視しています。「嫌がらせ」もいじめの例外ではなく、県北中生にとって「いじめ」は他人事ではありません。

これまでいじめに関するアンケートは行われてきましたが、生徒たちがその結果を意識することはありませんでした。しかし、今回、生徒会が主体となって実施したことで、はじめて生徒自身がいじめの実態を知り、いじめを県北中生全員の問題として共有することができました。

## いじめに関する熟議を開催

いじめをなくすための一番の近道は、生徒会本部の努力でも、先生たちの努力でもなく、「いじめは絶対にいけない」という生徒一人一人の意識改革であると生徒会長齋藤祥さんは訴えます。

そこで、4月に新1年生を迎えるにあたって、いじめ0の取り組みを加速させるため、今年の3月15日、1、2年生（現2、3年生）を対象に、「いじめに関する熟議」を開催しました。

この熟議は「県北中からいじめをなくすために私たちができること」というテーマで、一人一人がいじめに

対する自分の考えを付箋紙に記入し、それをグループの中で発表し合いました。長時間に及んだこの熟議では、いじめをなくすための具体的な行動について、たくさんアイデア、アクションプランが生まれました。その中から、①グループ活動を増やしていくこと、②クラスで「良いところを言うゲーム」を実施すること、③インターネット（SNS等）利用に関して注意を呼びかけること、④3つを、いじめ撲滅のためのアクションプランとして推進していくことを決定しました。



▲▼熟議に真剣に取り組む生徒たち

